

議案第45号

養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定 について

養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

養父市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年養父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫作業手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

議案第45号 養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 1・2 （略）</p>	<p>附 則 1・2 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫作業手当の特例）</u> 3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u> 4 前項の手当の額は、<u>作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>